

JA足利(金利上乘せ) 定期貯金



相続定期貯金

店頭表示金利 + 年 0.10%



お取扱期間

2025年3月3日(月)～2026年2月27日(金)

- 商 品 名 相続定期貯金
- お取扱対象 相続手続き完了後1年以内のお客さまが対象です。
※他の金融機関でのお受取りの相続貯金も対象となります。
※死亡共済金(保険金)も対象となります。
※相続により取得した不動産や株式等を換金した資金も対象となります。
- お預入金額 50万円以上、相続により取得した金額の範囲内とさせていただきます。
- お預入期間 3年以内(自動継続也可)
※金利上乘せはお預入後、初回の期間のみとさせていただきます。自動継続の場合、自動継続時の店頭表示金利を満期日まで適用いたします。
- 適用利率 お預入金額の店頭表示金利 + 年0.10%
- 確認書類 お預入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類(金融機関でお手続きされた書類の写し、遺産分割協議書の写し等)をご提出ください。
- 利子税 お利息に20.315%の税金がかかります。
※2037年12月31日までの適用となります。

*金利動向により取扱期間中であっても、金利の変更や取扱が中止となる場合があります。

JA足利 足利市農業協同組合 金融課 TEL41-7153

ホームページ <http://www.jaashikaga.or.jp/>

足利支店	TEL41-2588	山辺支店	TEL71-1626	西支店	TEL62-1011
東支店	TEL41-3678	南支店	TEL71-1601	坂西支店	TEL63-1227
北支店	TEL41-3663				

詳しくはお近くの支店窓口までおたずねください。

相続定期貯金 商品概要説明書

1. 商品名 スーパー定期貯金（単利型）（複利型） 大口定期貯金
2. 取扱期間 2025年3月3日（月）～2026年2月27日（金）
3. 販売対象 相続手続き完了後1年以内の個人のお客様とします。
4. 期間 1年、2年、3年（定型方式）。預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 預入方法 (1) 預入方法・方式 一括預入・証書・通帳式 (2) 預入金額 50万円以上、相続により取得した金額の範囲内
(3) 預入単位 1円単位
6. 払戻方法 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 預入時の店頭表示の金利に年0.10%を上乗せした金利を満期日まで適用します。
自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の金利を当該満期日まで適用します。
(2) 計算方法 付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算。
(3) 利払頻度 満期日以降に一括して支払います。
(4) 税 金 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税
※2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
(5) 金利情報 金利は店頭の金利表示ボードに表示しております。または、窓口でお問合わせください。
8. 付加できる特約事項 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越貯金利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%上乗せした利率。）

マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。（スーパー定期のみ）

9. 中途解約時の取扱い 原則として中途解約はできません。満期日前に解約する場合、JA貯金規定の利率を適用します。

（スーパー定期貯金の場合）1年もの、2年もの

- ・預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%
- ・預入期間が1年以上2年未満 約定利率×70%

3年もの

- ・預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金の利率
- ・預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ・預入期間が1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ・預入期間が1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ・預入期間が2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ・預入期間が2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

※ 中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

（大口定期貯金の場合）

（1）預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次の（2）の方式による利率（小数点第4位以下切捨て）と解約日の普通貯金利率のうち、いずれか低い率

（2）預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合

次のA、およびB、の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

A. 約定利率－約定利率×30%

B. 約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}$

預入日数

（注）基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。詳しくは、窓口におたずねください。

10. 貯金保険制度（公的制度）

保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融課（電話番号：0284-41-7153）または支店にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

埼玉弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）